

入札説明書

沖縄職業総合庁舎 消防設備等改修工事の入札等については、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長 君島 誠

2. 競争入札に付する事項

- (1) 調達案件名
沖縄職業総合庁舎 消防設備等改修工事契約
- (2) 履行場所
仕様書のとおり
- (3) 履行期限
令和 7 年 3 月 27 日（木）までに

3. 競争に参加できるものの資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者
- (2) 令和 5.6 年度厚生労働省競争参加資格（建設工事）「消防施設」の「C」又は「D」の等級に格付けされている者、又は、令和 4・5・6 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」、「C」、「D」の等級に格付けされる者であって、競争参加地域について、「九州・沖縄地域」が有効である者。
- (3) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者
- (5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、または記載をしなかった者でないこと。
- (6) 労働保険・社会保険の制度が適用されるものにあつては、これに加入し滞納がない者
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。（常用労働者数 40.0 人未満の企業は除く）
- (8) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
- (9) 「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。（常用労働者数 101 人未満の事業主は除く）
- (10) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (11) 過去 1 年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

4. 入札説明書の交付、及び入札参加申込みをする日時及び場所

- (1) 日時 令和 6 年 12 月 11 日（水）から令和 6 年 12 月 24 日（火）9:00～17:00 までの

間で随時説明を行う。(ただし土日祝は除く。)

場所 (ア) 沖縄労働局総務部総務課 会計第2係

(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

(イ) 沖縄労働局ホームページからダウンロード可能。

※ホームページからダウンロードを行った場合は、事前に必ず別添「入札関係書類受領書」を記載のメールアドレス宛に提出すること。

- (2) 入札を希望する者は、令和6年12月24日(火)17:00までに入札説明書及び仕様書の交付を受け、説明書の指定する提出書類を提出し入札参加申込みを終了すること。また、下記5(1)により紙入札を希望する者は、「紙入札参加申込書」も沖縄労働局総務部総務課会計第2係へ提出すること。

5. 入札

- (1) 本案件は電子入札で行う。なお、電子調達システムにより入札しがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。
- (2) 入札を行う場合、電子調達システムによる場合は、別紙7により、また、紙入札による場合は、別紙8により沖縄労働局総務課会計2係に提出すること。
- (3) この入札に参加を希望する者は、入札参加申込書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の誓約書(別紙2、別紙2-2)を提出しなければならない。
- (4) 入札日時及び場所
日時 令和6年12月25日(水)12:00まで
場所 紙入札による場合については、沖縄労働局総務部総務課会計第2係へ提出(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

6. 開札

- (1) 開札日時及び場所
日時 令和6年12月25日(火)15:30
場所 沖縄労働局 会議室2
(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館2階)
- (2) 電子調達システムによる入札の場合
電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。
- (3) 紙による入札の場合
開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (4) 再入札の取扱
開札した場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限の範囲内での入札がないときは再度入札を行うものとする。再入札書の提出は、再入札決定から速やか(2営業日以内)に行うこととする。
なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとする。

7. その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除
(2) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(3) 入札の無効

上記3の競争参加資格のない者のした入札、5(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったとき、入札に関する条件に違

反した入札は無効とする。なお、入札に関する条件に違反した入札とは、入札説明書、仕様書、及び配布書類に示された内容に違反する入札をいう。

(4) 入札の方法について

入札方法は、審査要領に基づき最低価格落札方式をもって行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 100/110 に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無

(7) 契約書の作成の有無 有

※原則、契約書の締結は電子契約によること。

(8) 積算内訳書の作成の有無 有

(9) 入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとす。

(10) 問合せ先

〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1（那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 4 階）
沖縄労働局総務部総務課会計第 2 係 大城
電話（098）868-4003

一般競争入札参加申込書（電子入札・紙入札業者共用）

1. 件名： 沖縄職業総合庁舎 消防設備等改修工事
2. 競争に参加する者に必要な資格等に関する事項について
- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者。 はい・いいえ
- (2) 令和 5・6 年度一般競争参加資格(全省庁統一資格)における等級
九州・沖縄地域「工事(消防施設)」 「 」等級
令和 4・5・6 年度一般競争参加資格(全省庁統一資格)における等級
九州・沖縄地域「役務の提供等」 「 」等級
- (3) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。 はい・いいえ
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者。 はい・いいえ
- (5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、
または記載をしなかった者でないこと。 はい・いいえ
- (6) 労働保険・社会保険の制度が適用されるものにあつては、これに加入し滞納がない者 はい・いいえ
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)に基づく障害者
雇用率を達成していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、
障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
(常用労働者数 40.0 人未満の企業は対象外) はい・いいえ
・対象外
- (8) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)第 9 条に基づく
高年齢者雇用確保措置を講じていること。 はい・いいえ
- (9) 「一般事業主行動計画」、を策定し都道府県労働局に届け出ていること。
ア「次世代育成支援対策推進法」(常用労働者数 101 人未満の事業主は対象外) はい・いいえ・対象外
イ「女性活躍推進法」 (常用労働者数 101 人未満の事業主は対象外) はい・いいえ・対象外
- * 事業所の常用労働者の人数 常用労働者数()人

3. 厚生労働省所管法令に関する申告について
下記(1)から(4)の内容について誓約いたします。
この誓約に虚偽があつたことが判明した場合又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、契約が解除されることなど当方が不利益を被ることになつても、異議は一切申し立てません。

- (1) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
(2) 過去 1 年間に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
(3) 契約締結後、当社は又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
(4) 上記(1)～(3)について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日
支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

誓約書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者(理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。))が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2. 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所(又は所在地)
社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

役員名簿

| 役員氏名 | 生年月日 |
|------|----------------------|
| | 大正 昭和 年 月 日 平成 |

参考様式です。役員一覧と各役員の生年月日がわかる一覧であれば別様式でも可

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加の停止処分を受けることに異議はありません。

令和 年 月 日

住 所
名 称
代表者

支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長 殿

※直近の納付事実を確認できるもの（領収等の写し）を添付して下さい。

紙入札参加申込書

弊社は、下記入札案件における電子調達システムを利用しての入札に参加できないため、紙入札方式での入札参加を希望します。

理由

(電子入札で参加できない理由を記載して下さい)

記

件名 沖縄職業総合庁舎 消防設備等改修工事

令和 年 月 日

参加者 住所

商号

氏名

支出負担行為担当官

沖縄労働局総務部長 殿

3. 紙入札業者情報

※(1)～(13)まで、空欄の無いよう記入すること。

| | |
|-----------------|---|
| (1) 法人番号 | |
| (2) 企業名称 | |
| (3) 住所・郵便番号 | 〒 |
| (4) 代表者氏名 | |
| (5) 代表者役職 | |
| (6) 代表電話番号 | |
| (7) 代表FAX番号 | |
| (8) 担当者所属名称 | |
| (9) 担当者氏名 | |
| (10) 担当者所属住所等 | 〒 |
| (11) 担当者電話番号 | |
| (12) 担当者FAX番号 | |
| (13) 担当者メールアドレス | |

入 札 書

| | | | | | | | | | |
|---|--------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 入 札 金 額 | 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| 件 名 | 沖縄職業総合庁舎 消防設備等改修工事 | | | | | | | | |
| <p>上記の金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって請負いたしますので、ご提示の仕様書及び契約条項、ご指示の事項を承知して入札いたします。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">入札者 住 所 商 号 氏 名 (代理人氏名)</p> <p>支出負担行為担当官 沖縄労働局総務部長 殿</p> | | | | | | | | | |

電子調達システムによる場合の提出書類（別案件で提出済であっても再度提出を要す）

令和6年12月24日（火）17:00まで

1. 一般競争入札参加申込書（電子入札・紙入札業者共用）（別紙1）
2. 誓約書（別紙2，2-2）
3. 令和5・6年度厚生労働省競争参加資格の種類「工事（消防施設）」九州・沖縄地域の競争参加資格の写し、もしくは、令和4・5・6年度一般競争参加-資格の種類「役務の提供等」九州・沖縄地域の競争参加資格の写し
4. 保険料納付に係る申立書（別紙3）及び直近の納付事実を確認できるもの（領収書等）
*上記に代えて「社会保険料納入確認書」（証明可能な直近の過去2年間対象期間とすること）及び「労働保険証明願い」（2保険年度に支払うべき労働保険料分）でも可
5. 障害者雇用状況報告書の写し（直近のもの）（常用労働者数40.0名以上の場合）
6. 高齢者雇用状況報告書の写し（報告対象となっていない者は就業規則の写し）
7. 一般事業主行動計画策定届の写し「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」（常用労働者数101名以上の場合）

※上記1から7までの添付書類をスキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムに添付すること。

令和6年12月25日（水）12:00まで

8. 入札金額内訳書（別紙5-2）をスキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムにより添付すること。

紙入札による場合の提出書類・手続

令和 6 年 12 月 24 日 (火) 17:00 まで

1. 一般競争入札参加申込書 (電子入札・紙入札業者共用) (別紙 1)
2. 誓約書 (別紙 2, 2-2)
3. 令和 5・6 年度厚生労働省競争参加資格の種類「工事 (消防施設)」九州・沖縄地域の競争参加資格の写し、もしくは、令和 4・5・6 年度一般競争参加資格の種類「役務の提供等」九州・沖縄地域の競争参加資格の写し
4. 保険料納付に係る申立書 (別紙 3) 及び直近の納付事実を確認できるもの (領収書等)
* 上記に代えて「社会保険料納入確認書」(証明可能な直近の過去 2 年間対象期間とすること) 及び「労働保険証明願い」(2 保険年度に支払うべき労働保険料分)でも可
5. 障害者雇用状況報告書の写し (直近のもの) (常用労働者数 40.0 名以上の場合)
6. 高齢者雇用状況報告書の写し (報告対象となっていない者は就業規則の写し)
7. 一般事業主行動計画策定届の写し「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」(常用労働者数 101 名以上の場合)
8. 紙入札参加申込書 (別紙 4、別紙 4-2)

令和 6 年 12 月 25 日 (水) 12:00 まで

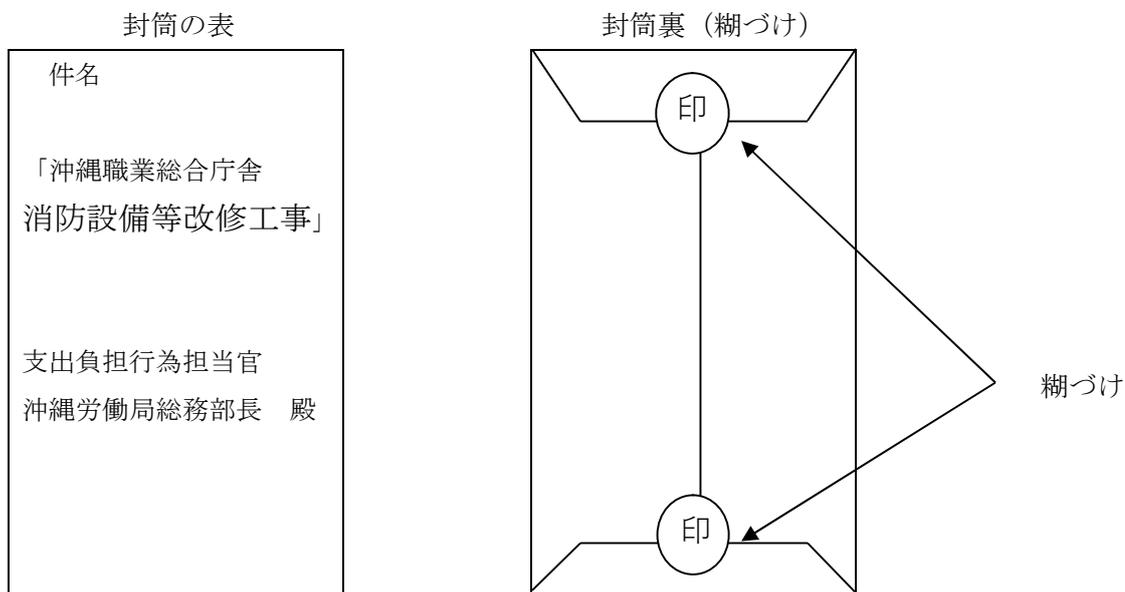
9. 入札書 (別紙 5)
 10. 入札金額内訳書 (別紙 5-2)
 11. 委任状 (別紙 6) (代理人入札の場合)
- } ※ 9. 10. 11 は封筒に入れて提出

令和 6 年 12 月 25 日 (水) 15:30

印鑑 (代表者の場合は代表者印・代理人の場合は代理人の印) 再入札の場合に必要な (事前に押印した入札書様式でも可)

* 入札にあたっては、下記のとおり記載した封筒により提出下さい。

封筒の糊付け位置には必ず「割印」を押印すること。



入札関係書類受領書

【メール送信票】

沖縄労働局 総務部 総務課 会計第二係 大城

(メールアドレス：ooshiro-makoto@mhlw.go.jp)

| | | |
|--------------------|--------------------|-----|
| 入札件名 | 沖縄職業総合庁舎 消防設備等改修工事 | |
| 参加入札方式 (いづれかに○) | 電子入札 | 紙入札 |
| 受領日 (ダウンロード日) | | |
| 会社名 | | |
| 担当者名 | | |
| 担当者電話番号 | | |
| 備考 | | |

※ 入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合は、本票に記載の上、上記メールアドレスに必ず送信してください。

※ 本票は、急な仕様の変更等を行った場合に、担当者様にご連絡する際に使用します。

入札注意事項

入札にあたっては、下記の事項を熟読のうえ行なってください。

(入札心得)

1. 入札は、原則として本人が行うこと。
2. 入札書及び委任状は、定められたものを使用すること。
3. 代理人が入札をしようとするときは、必ず委任状を提出すること。
4. 入札者の記名、押印、入札事項、日付等誤りがないよう確認すること。
5. 入札額の基となる入札内訳書について、積算誤り等ないように記入、作成すること
6. 入札者は、入札書をいったん入札函に投入した後は開札の前後を問わず、引き換え・変更又は取消をすることはできないこと。

(入札の無効)

1. 競争に参加資格を有しない者が行った入札。
2. 委任状を持参しない代理人が行った入札。
3. 入札書の表記金額を訂正した入札。
4. 入札書の表記金額と入札内訳書の合計金額に相違がある入札。
5. 入札書の表記金額、氏名、印影または重要な文字に誤字がみられ、不明瞭な入札。
6. 入札条件に違反した入札。
7. 談合その他不正の行為があった入札。

参考

予算決算及び会計令第七十条 第七十一条

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。※
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。※
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 利用開始方法

政府電子調達 (GEPS (ジープス)) を利用するには、環境の準備 (政府電子調達 (GEPS (ジープス)) 及び調達ポータル)、電子証明書の取得、調達ポータルへの利用者登録が必要です。

推奨環境の準備 → **調達ポータル** → https://www.p-portal.go.jp/how_to_use

推奨環境を参考にソフトウェア、ハードウェア及びネットワークをご準備ください。また、準備が終わりましたら、環境設定を行ってください。政府電子調達 (GEPS (ジープス)) 及び調達ポータルの推奨環境及び環境設定については、上記URLをご確認ください。

電子証明書の取得

政府電子調達 (GEPS (ジープス)) では電子証明書を利用した認証を行っています。電子証明書とは、信頼できる第三者 (認証局) が本人であることを電子的に証明するもので、書面取引における印鑑証明書に代わるものです。政府電子調達 (GEPS (ジープス)) では以下に示す「対応認証局一覧」の電子証明書が利用できます。政府電子調達 (GEPS (ジープス)) をご利用になる前にご準備ください。詳細に関しては、各認証局へお問い合わせください。なお、利用にあたっては、法人・個人事業主等の組織に所属する代表者等に対して発行される電子証明書をご用意していただく必要があります。新規に電子証明書を申請される場合には、電子証明書に住所が格納されるよう、申請書 (申請フォーム) に住所を明記していただくようお願いいたします。

【対応認証局一覧】

| 対応認証局 | ICカード形式 | ファイル形式 |
|---|---------|--------|
| NTTビジネスソリューションズ株式会社 (e-Probatio PS2 サービスに係る認証局) | ○ | × |
| 三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社 (DIACERT-PLUSサービス) | ○ | × |
| セコムトラストシステムズ株式会社 (セコムパスポート for G-IDに係る認証局 タイプB (一般向け・属性型証明書)) | × | ○ |
| 株式会社帝国データバンク (TDB電子認証サービスTypeAに係る認証局) | ○ | × |
| 電子認証登記所 (商業登記に基づく電子認証制度) | ○* | ○ |
| 株式会社トインクス (TOiNX電子入札対応認証サービスに係る認証局) | ○ | × |
| 日本電子認証株式会社 (AOSignサービスに係る認証局) | ○ | × |
| 地方公共団体情報システム機構 (公的個人認証サービス) (マイナンバーカード) | ○ | × |

※日本電子認証 (法人認証カードサービス)

利用者登録 → <https://www.p-portal.go.jp/manuals>

調達ポータルへの利用者登録の方法については、上記 URL に掲載されている「調達ポータル操作マニュアル」の「利用者情報を管理する > 初めて利用する方 > 電子証明書 / マイナンバーカード (代表者)」、または「利用者情報を管理する > 初めて利用する方 > 電子証明書 / マイナンバーカード (代理人)」をご確認ください。

お問合せ先

■ ご不明な点については、下記URLのFAQをご参照ください。

調達ポータル → <https://www.p-portal.go.jp/faq>



■ FAQをご確認いただいても問題を解決できない場合は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

調達ポータル → **ナビダイヤル** ☎0570-000-683 **IP電話等** ☎03-4332-7803

受付時間: 平日 9時00分~17時30分
(国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く) その他、FAX又はメールでのお問合せも受け付けています。

システム障害等やむを得ない事情により政府電子調達が利用できない場合には、入開札の延期を行う場合がありますので、入札公告または入札説明書に記載された問い合わせ先等へご連絡ください。



政府電子調達 (GEPS)

ジープス

調達情報の確認・入札・契約・請求等を、
インターネットを利用して行うことができます。



「調達ポータル」サイトで、さらに便利になりました。

「調達ポータル」サイトでは、調達情報の検索や事業者情報の検索に加え、競争参加資格申請や入札・契約業務を行うことができます。詳しくは調達ポータルサイトをご覧ください。

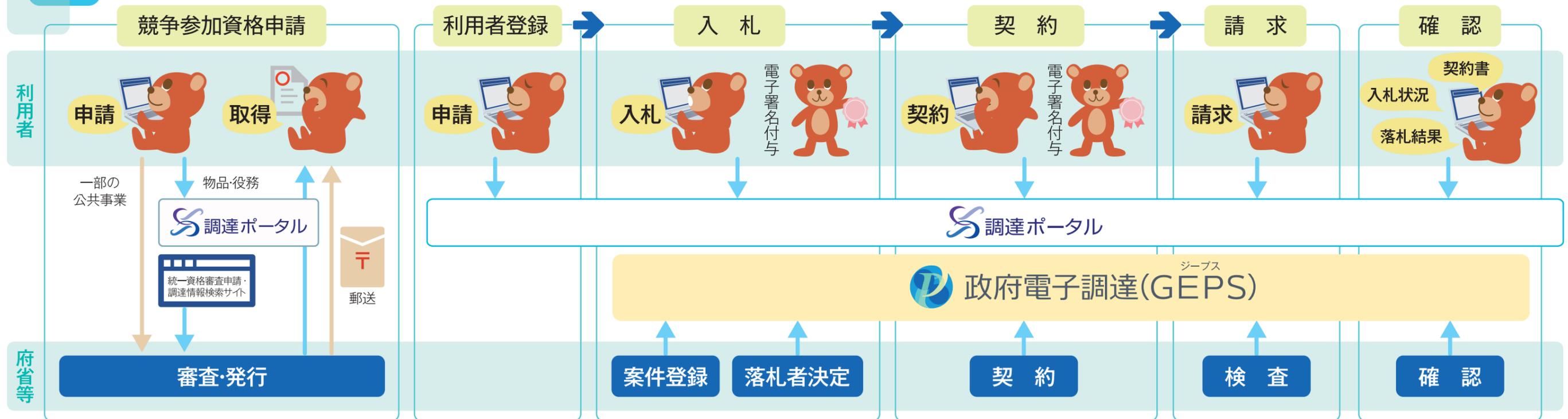
調達ポータル

検索



内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

政 府電子調達 (GEPS (ジープス))



1 政府電子調達 (GEPS (ジープス))とは

政府調達の一連の手続きを電子化

これまで「物品・役務」の入札業務については、一部の府省等において電子化されていましたが、政府電子調達 (GEPS (ジープス)) を利用することにより、「物品・役務」及び「一部の公共事業」の入札、契約、請求等の一連の業務を電子的に処理できるようになります。

窓口を統一

政府電子調達 (GEPS (ジープス)) は府省共通のシステムとして運用されるため、利用機関の調達案件を、本システムを統一窓口として同一の操作で処理することができます。

利用府省等

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

※府省等により、対象案件の範囲などが異なる場合があります。詳細については、各府省等にお問い合わせください。

2 ご利用のメリット

上記の業務をワンストップでできる！

ワンストップで手続き可能

統一資格申請から調達案件の検索、入札、契約、請求までの一連の業務を調達ポータルから行えます。

常時利用可能*

インターネット環境があれば、いつでもどこでも利用する事が可能です。

※システムメンテナンス時を除きます。

印紙税が不要

電子手続では印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付がありません。

移動や郵送費の削減

簡単に遠方や複数の同時調達案件に参加する事ができ、書類の発送が不要です。

書類保管費の削減

電子管理のため、バインダーや書棚などの書類保管に関する費用を削減できます。

印鑑が不要*

電子証明により手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑が不要です。

※法令で義務のある場合を除きます。

仕 様 書

1. 件名 沖縄職業総合庁舎 消防用設備等修繕

2・業務内容

消防用設備等定期点検における指摘事項について、法令上の基準を満たすよう修繕工事を行う。

① 屋内消火栓設備取替

・不具合状況

流量計内フロートの膠着により水圧を上げることができず性能試験ができない状況にある。

・工事内容

1階消火・受水槽室内消火ポンプ室にある消火栓設備「フローセル流量計」について、下記「既設製品」を参照し、不具合箇所を新規品と交換することで不具合を解消すること。

【既設製品】

日本フローセル 形式 FLT-RⅢ 40A

② 避難器具取替

・不具合状況

はしご降下時、地面から 50 c m以上のため取替が必要

・工事内容

別添「図面（3・4階。北東側テラス。青の四角で囲まれている2カ所）」を参照し、不具合箇所を新規品と交換することで不具合を解消すること。

③ 誘導灯及び誘導標識の取替

・不具合状況

内臓バッテリー不良のため取替

信号装置本体劣化のため取替

誘導灯音声点滅器具本体不良のため取替

・工事内容

内臓バッテリー及び信号装置は1階庁務室内、誘導灯音声点滅器具は別添「図面（1階6カ所、2～5階は各2カ所。赤マルで示す全14カ所）」について、下記「既設製品」を参照し、不具合箇所を新規品と交換することで不具合を解消すること。

【既設製品】

内臓バッテリー：FK627A 4.8V 1200Ah

信号装置：松下電工（株）FFH90056（多回線路）

誘導灯音声点器具：避難口 20B 型、ナショナル FA21436P

※現在設置されている製品と同等品新品と取替、調整等を行う（既設装置の撤去・廃棄を含む）。

※作業に従事する者については、消防設備の設置・修繕に必要とされる資格を取得している者であること。

※工事に際し消防署に届け出が必要な場合は、届出、必要な検査を受け、その費用は全て請負者の負担とすること。

3. 履行期間 契約締結日～令和7年3月27日（木）

4. 作業場所 沖縄県那覇市おもろまち 1-3-25（沖縄職業総合庁舎 1階～5階）

5. 作業スケジュールの調整等

受注者は受注後、速やかに那覇公共職業安定所庶務課担当者（以下「監督職員」）と打ち合わせを行い、その指示に従うこと。

6. 危険防止の措置

(1)作業の実施にあたり、危険な場所には必要な安全措置を講じ、自己の防止に努めること。

(2)作業を行う場所若しくはその周辺に来客者等を含め第三者がいる場合又は立ち入るおそれがある場合には、危険防止に必要な措置を監督職員に報告のうえ、当該措置を講じ、事故の防止に努めること。

(3)機械及び資材等の搬入及び作業中において、建築物又は工作物等が破損することのないよう十分な養生を行うこと。

7. 事前協議

作業を実施する際は、事前に監督職員と協議し行うこと。また、作業完了後、監督職員の確認を得ること。

8. 写真付き作業報告書の提出

受注者は、作業完了後速やかに任意様式の写真付き作業報告書を監督職員の指示に基づき作成し、2部提出すること。なお、写真撮影は交換部品後に作業前、作業中及び作業後に撮影することを原則とする。

9. 経費負担の範囲

作業に必要な機械及び資材の搬入、撤去・交換済みの部品の処分等に要する費用は、すべて受注者側の負担とする。

10. 賠償責任

受注者は、作業従事者の故意又は過失によって、建築物等を破損した場合は、発注者へ損害賠償を行わなければならない。

11. 保証

納入後、通用の使用により1年以内に調達物品に異常が生じた場合は、受注者は無償にて速やかに修理または部品の交換を行うこととする。

12. 完成検査

発注者は、工事完了届の提出があったときは、速やかに完成検査を行うものとする。

13. 再委託

- (1)本業務について、主たる部分の再委託は認めない。
- (2)受注者は、本業務の全部を一括して第三者（受注者の子会社（会社法第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に再委託することはできない。
- (3)受注者は、本業務の一部を再委託する場合には、あらかじめ再委託に係る再委託申請書を提出し、その承認を受けなければならない。
- (4)受注者は、本業務の一部を再委託する場合には、再委託した業務に伴う再委託の行為について、沖縄労働局に対しすべての責任を負うものとする。また、本業務の実施にあたり遵守すべき事項について、再委託先は受注者と同様の義務を負うものとする。

14. 支払

すべての業務の完了後、発注者による検査に合格し、適正な請求書を受理してから30日以内に、契約業者指定の銀行口座に振込みとする。代金の請求（請求書の提出）は、契約内容をすべて履行した後、遅滞なく以下の担当部署あてに請求すること。請求書の宛名は「官署支出官 沖縄労働局長」とする。

15. 本件担当及び問題発生時の連絡体制

作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

《契約担当》

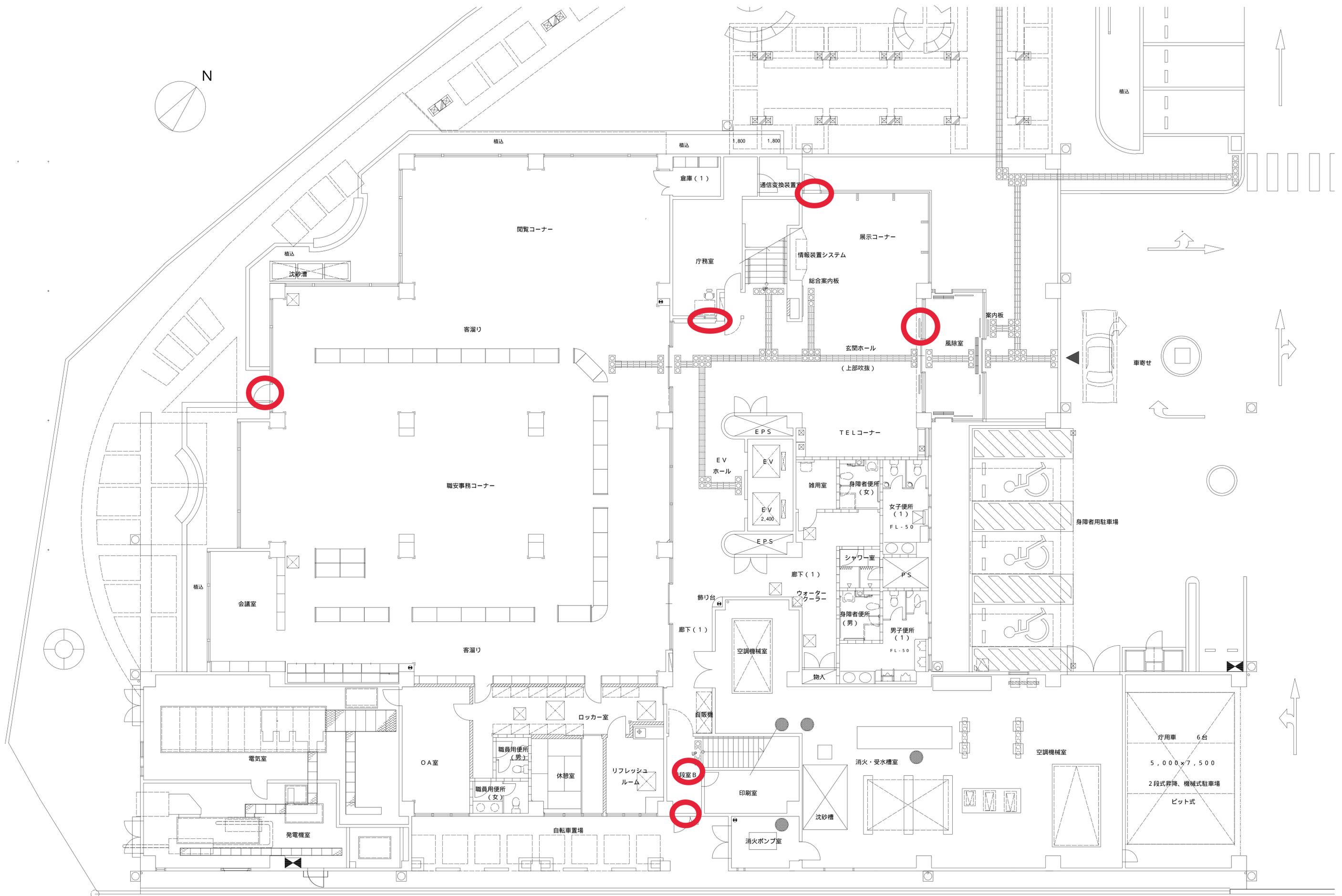
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎1号館4F
沖縄労働局総務部総務課 会計第2係 TEL：098-868-4003

《現地担当者》

〒900-8601 沖縄県那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎2階
那覇公共職業安定所 庶務課 比嘉、具志堅 TEL：098-866-8609

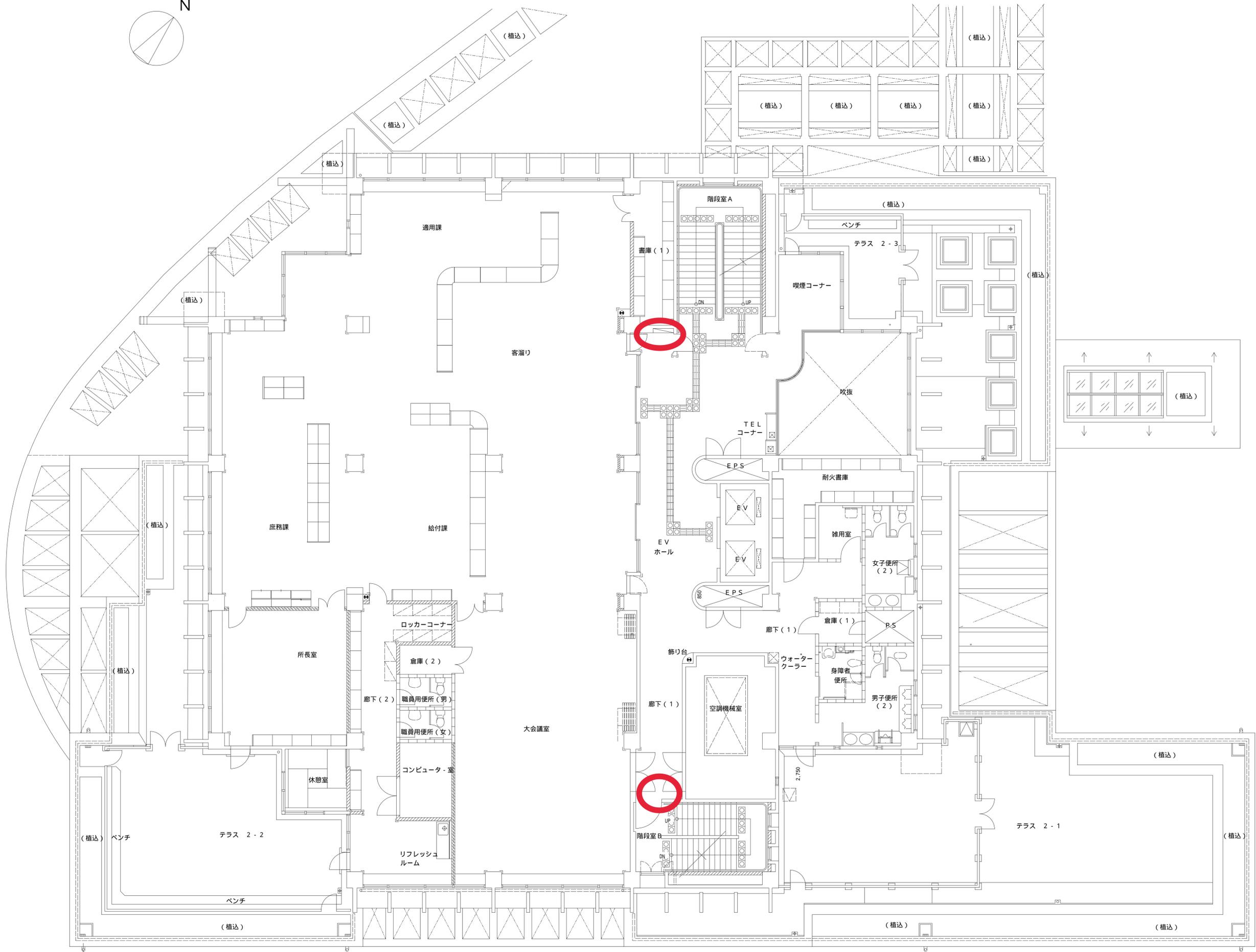
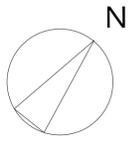
16. 留意事項・その他

入札書提出前にはできる限り現地確認を行うこと。現地確認せず入札書を提出し、契約締結した場合、契約後の仕様等の不明を理由とした契約変更、解除は認められないので、十分留意すること。本仕様に記載なき事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築改修工事共通仕様書」並びに「建築工事共通仕様書」（共に最新版）による。その他、監督職員と協議の上決定する。

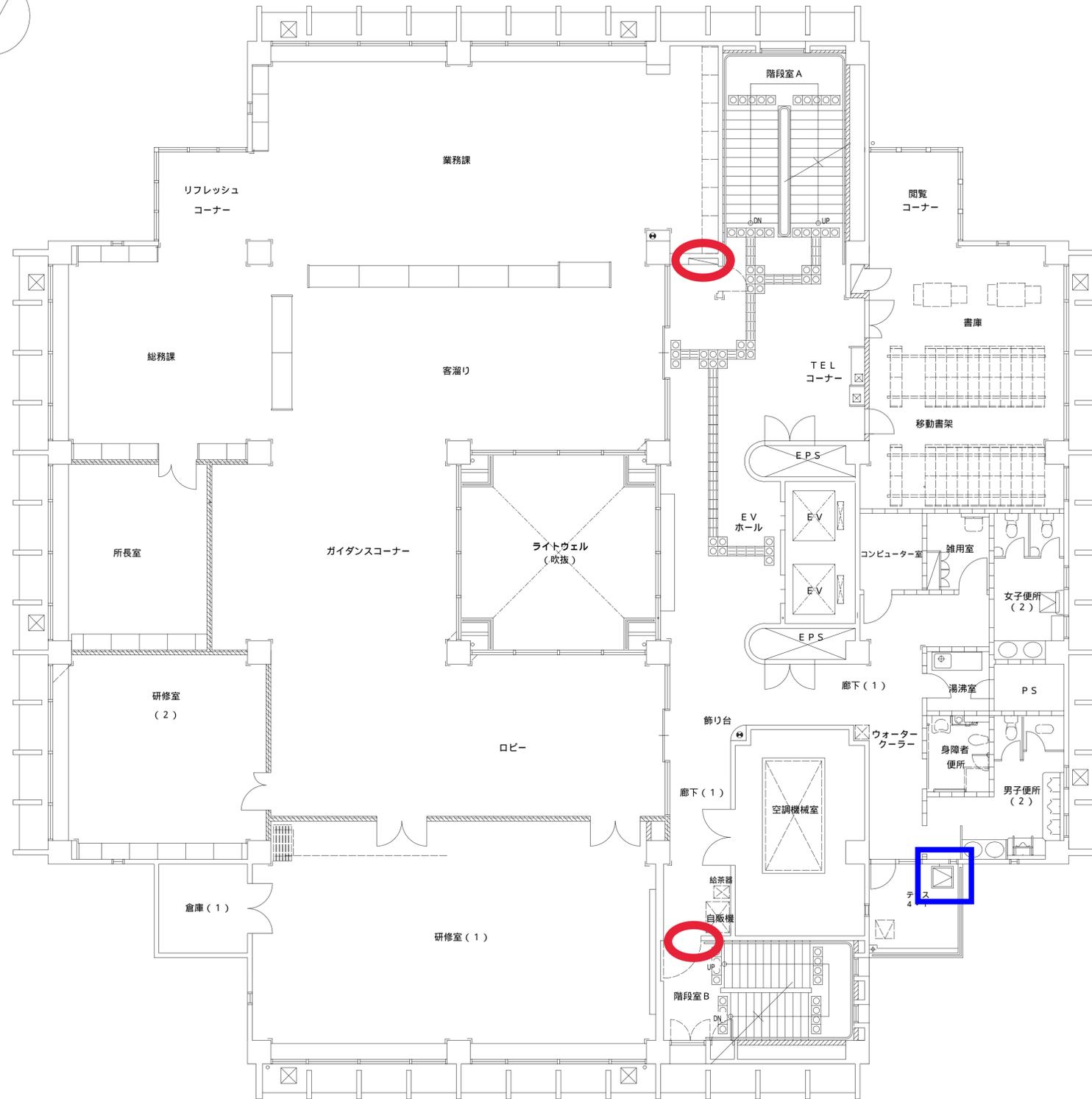
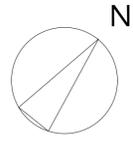


1階平面図 S = 1 : 100

1,323.487 m²



2階平面図 S = 1 : 100
889.278 m²



4階平面図 S = 1 : 100
884.962 m²

| | |
|---|--|
|  | <p>1階消火・受水槽室内消火ポンプ室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「フローセル流量計」を新規品と交換 <p>【既設製品】</p> <p>日本フローセル 形式 FLT-RIII 40A</p> |
|  | <p>上記と同じ</p> |
|  | <p>3、4階の北東側テラス。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はしご降下時、地面から50cm以上のため新規品と交換 |

| | |
|---|--|
|  | <p>1階庁務室内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内臓バッテリー及び信号装置を新規品と交換する <p>【既設製品】 内臓バッテリー： FK627A 4.8V 1200Ah 信号装置： 松下電工（株）FFH90056（多回線路）</p> |
|  | <p>上記と同じ</p> |
|  | <p>各階（別添図面参照、1階6カ所、2～5階は各2カ所の全14カ所）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘導灯音声点滅器具を新規品と交換 <p>【既設製品】 誘導灯音声点滅器具： 避難口20B型、ナショナルFA21436P</p> |